

**[事案 14-14] 死亡保険金請求**

- ・平成 15 年 3 月 28 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 9 月 16 日 和解成立

< 申立人の主張 >

告知義務違反による保険契約の解除（平成 13 年 8 月）は無効であるので、死亡保険金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

本件保険契約の告知義務違反に基づく解除の有効性については、当社は、生前、保険契約者（平成 14 年 12 月死亡）と交渉を行い、最終的に保険契約者は解除の有効性を認め、本件契約に際し解約した旧保険契約を復旧することで既に両者間で和解が成立（平成 14 年 3 月）している。

当社は、旧保険契約の受取人である申立人から請求があれば、死亡保険金を支払う。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、申立書および申立人からの事情聴取、答弁書および保険会社からの事情聴取を行うなど審理を重ねる中、平成 15 年 8 月、保険会社より、本件の審査につきかなりの時間が経過していることに鑑み円満に解決を図るため、本件保険契約の解除が有効であることを前提として旧保険契約の死亡保険金に加え和解金（金額については裁定審査会の決定に従う）を支払う旨の和解案が提案された。

裁定審査会は保険会社より申し出のあった和解金額について決定し、保険会社もこれに同意した。そのため、裁定審査会は申立人の出席を要請し、申立人に対して保険会社から提案のあった和解案を伝えたところ、和解案に同意したことから和解が成立した。

裁定審査会は遅滞なく和解契約書を作成し、当事者双方の合意を得て、平成 15 年 9 月、和解契約書の調印をもって円満に解決した。